

## 定住自立圏の形成に関する協定書（案）

## 別表第 1（第 3 条関係）

## 生活機能の強化に係る政策分野

## 1 医療・福祉

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の確保	救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所運営に必要な経費を負担する。
	救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制（病院群輪番制）を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、住民等への啓発等を行う。
子育て環境の充実	安心して子育てができる環境を提供するため、病児・病後児を保育する専用施設を運営する。	事業の実施に必要な事務を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。
	安心して子育てができる環境を提供するため、ファミリーサポートセンターにおける提供会員の相互利用を推進する。	乙と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。	甲と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。
	発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターを設置、運営する。	乙と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取組を行う。	甲と連携し、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。